

令和2年度 第10回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和3年1月13日（水）午後3時00分

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 9名 農地利用最適化推進委員 10名

1 番 藤 平 清 子 君	1 番 渡 邊 通 君
2 番 小 泉 治 久 君	2 番 吉 田 一 男 君
3 番 柳 生 利 幸 君	3 番 山 崎 明 君
4 番 浅 野 敬 司 君	4 番 小 見 川 清 君
5 番 吉 田 和 嗣 君	5 番 小 松 崎 秀 昭 君
6 番 島 田 辰 男 君	6 番 福 岡 み つ 子 君
8 番 横 張 清 彦 君	7 番 諏 訪 原 早 苗 君
9 番 青 山 和 泉 君	8 番 野 口 裕 司 君
10 番 山 崎 久 司 君	9 番 栗 山 繁 君
	10 番 大 塚 康 夫 君

4. 欠席委員：農業委員 7 番 長谷川義洋 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

議案第7号 農地改良協議に対する決定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

7. 会議の概要

午後3時00分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、1番藤平清子委員・5番吉田和嗣委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日12月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が135a、契約内容は所有権移転売買です。〇〇から南東へ約200mに位置し、敷地内には既存の農業用鉄骨ハウス2棟（約〇〇㎡）と、ビニールハウス単棟（約〇〇㎡）・連棟（約〇〇㎡）があります。作付予定作物は苺と椎茸・茸類で、10a当たりの対価は〇〇万円。譲受人の自宅から申請地までの距離は約22kmです。譲受人は、〇〇市において田んぼを所有し水稻を耕作しています。

整理番号2番、申請日12月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が9a、契約内容は所有権移転売買です。〇〇から南東へ約200mに位置し、〇〇土地改良区の区域内であります。作付予定作物は水稻、10a当たりの対価は〇〇万円です。

整理番号3番、申請日12月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が127a、契約内容は所有権移転売買です。

整理番号4番、申請日12月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計が4a、契約内容は所有権移転売買です。

整理番号5番、申請日12月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計が4a、契約内容は所有権移転売買です。

整理番号3番から5番、譲受人が同一であり、〇〇から南へ約300mに位置し、それぞれ隣接し1つにまとまった土地であります。農地改良により田畑転換を行う予定で、作付予定作物は柿、10a当たりの対価はそれぞれ〇〇万円。譲受人の自宅から申請地までの距離は約50kmです。譲受人は、〇〇市において田んぼを所有していますが、添付の耕作証明には利用状況が「未利用」と記載されているため、農地法第3条第2項第1号に該当する恐れがあります。（取得後において耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合）

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を9番青山和泉委員、整理番号2番を4番浅野敬司委員、整理番号3番から5番を5番吉田和嗣委員お願いいたします。

9番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地で、管理状況は良好ではありませんが、利用可能な農地であり、境界について問題ないと思われまます。譲受人について、当番委員において農機具の保有状況等を確認し、本申請地を取得後も、適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、適正に管理されている優良農地であり、境界について問題ないと思われまます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番： 整理番号3番から5番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、いずれも休耕中の農地で、管理状況は良好ではありませんが、利用可能な農地であり、境界について問題ないと思われまます。譲受人について、農機

具の保有状況と合わせて、所有する〇〇市の田んぼの状況も併せて確認しました。そこには営農型太陽光発電が設置され、下部については耕作されておらず、代理人の説明には、今年3月から4月にかけて榊の苗木を植えるとの事でした。現時点においては、すべての農地を効率的に利用しているとは言えませんが、適正に管理し耕作することが確認できれば問題ないと思いますので、本申請については、条件付き許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 4 番： 整理番号1番の作付計画に、椎茸とありましたが、椎茸は、菌床栽培、原木栽培のどちらでしょうか。阿見町は原木栽培の許可は出ていません。
- 事 務 局： 確認致します。
- 会長： 整理番号3番から5番について、〇〇市の耕作状況で、榊の栽培予定でしたが、植付されていない状況でした。谷津田で水がしばれて来ていましたが、そろそろ植付ができそうに見受けられました。
- 9 番： 今回の申請地も、農地改良をしないと耕作は難しいですね。
- 事 務 局： このあと、議案第7号 農地改良協議についての申請が出ています。
- 会長： いずれにしても、〇〇市で榊の植付を確認してからの承認ですね。
- 議 長： 他、質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。整理番号1番、整理番号3番から5番は条件付きで、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

- 議 長： 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。
- 事 務 局： 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
整理番号1番、申請日12月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が6a、転用計画は、申請者が代表取締役を務める法人に対して、貸駐車場を整備するものです。申請地は〇〇から南東へ約800mに位置しており、工場敷地の道向かいの場所であります。周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。土地利用計画は、貨物自動車2台、軽貨物車2台、従業員用7台、来客用2台、社用車1台の計14台分の駐車場を設け、砕石敷きし、雨水排水は自然流下とします。町道側を単管パイプ2段組にして囲み、出入口は鎖チェーンを装着し防犯及び安全管理を行います。
- 議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。8番横張清彦委員お願いいたします。
- 8 番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は管理が適正に行われ、土地利用計画の内容からも、周辺農地の営農への影響もなく、境界について問題ないと思われます。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議長： 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日12月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が3aです。計画内容は、自己用住宅、〇〇から南東へ約550mに位置しており、周囲は宅地も多く、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。木造平屋建て建築面積は〇〇㎡。造成計画は、現状のまま利用。用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は浄化槽で処理後、側溝に放流します。資金は、住宅ローンを利用し、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であります。

整理番号2番、申請日12月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が5aです。計画内容は、自己用住宅、〇〇から西へ約400mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。木造2階建て建築面積は〇〇㎡。造成計画は盛土を10cm。用排水計画は、地下水汲み上げ、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝に放流します。資金は、住宅ローンを利用し、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であります。

整理番号3番、申請日12月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が7aです。計画内容は、駐車場(農産物集荷場)、〇〇から北東へ約600mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。既存農産物集荷場敷地に隣接しており、既存施設の拡張により設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。土地利用計画は、大型トラック3台分の待機場を設け、砕石敷き均し、雨水排水は自然流下とし、出入口を除き周囲にはネットフェンス(H=1200)を設け、資金は自己資金で賄います。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を1番藤平清子委員、整理番号2番を8番横張清彦委員、3番を6番島田辰男委員お願いいたします。

1番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、母屋に隣接した農地であります。庭木などが多く、耕作を行うには難しい状況でした。また、隣地境界については、本申請により自己用住宅建築に必要な最小限の土地を分筆し、残地以外に農地はありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地であり、あまり管理が行き届いていないので、雑草が目立つ状態でした。隣地境界については問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地

の営農への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6 番： 整理番号 3 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、耕作中の農地であり、管理は適正に行われていました。隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第 4 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第 4 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 4 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）
整理番号 1 番、申請日 1 2 月 2 1 日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1 筆、面積は 1 a、現況写真（非農地）国土地理院平成 1 1 年 5 月 3 0 日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。〇〇から南東へ約 550m に位置しており、添付の航空写真からも、非農地になってから 20 年以上経過し、違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。1 番藤平清子委員お願いいたします。

1 番： 整理番号 1 番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。願出地は農地に復元することは、物理的に困難であり、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地に復元したとしても、継続して利用する事ができないと見込まれるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 4 号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長： 続いて、議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が19a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が13a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が16a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が14a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が3a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が15a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が10a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が32a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が14a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が23a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が3a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号12番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が27a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号13番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が8aの内3a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号14番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、3筆、面積合計が18a、権利は貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の新規設定です。

整理番号15番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、3筆、面積合計が27a、権利は貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。

議長：説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番：整理番号1番から13番、従農者1名で管理ができるか心配ですね。また、筆数がたくさんあり、筆界がどうなっているのか、隣接者の同意はとれているのか、確認した方が良いですね。

事務局：確認致します。

8番：本人と話して、中間管理事業の契約を考えてみるのも良いのではないのでしょうか。

事務局：中間管理事業、また、筆界についても、本人に確認致します。

議長：他、質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。整理番号1番から13番については、筆界等の確認後ということで保留、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について＞

議 長： 続いて、議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

整理番号 1 番、阿見町〇〇、地目は畑で、1 筆、面積が 2 4 a、1 0 年の使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑です。

整理番号 2 番、阿見町〇〇、地目は田で、1 筆、面積が 2 5 a、1 0 年の賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻です。

貸し手 2 名、借り手、茨城県農林振興公社、担い手 2 名です。

議 長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第 7 号 農地改良協議に対する決定について＞

議 長： 続いて、議案第 7 号 農地改良協議に対する決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 7 号 農地改良協議に対する決定について

整理番号 1 番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、5 筆、面積合計が 2 1 a、改良の種別は田畑転換、事業期間は令和 3 年 2 月 1 0 日から令和 3 年 4 月 3 0 日です。工事は自主施工です。全体面積のうち、1 0 a に対しては隣地山林の山土を搬入し盛土工事を実施し、残りは荒田の深耕による改良工事を実施する内容です。用土については、申請者が代表取締役を務める法人の所有地であり、土質は同等程度の赤土。土量は〇〇 m³。盛土の高さは現況から 1.7m で、周囲の道路及び山林の高さよりも低くなっています。既存水路への影響がないように工事を行うとともに、隣地承諾書も添付されています。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 5 番吉田和嗣委員お願いいたします。

5 番： 整理番号 1 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。当日、町の廃棄物対策課の担当者にも同席いただき、内容について代理人からの説明を受けました。3 条許可の〇〇市の状況に近いものがありますが、周辺の環境等の配慮や、施工能力等総合的にみて、今回の農地改良については、妥当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長： 申請地は、〇〇市と同様、谷津田です。事務局、担当地区委員にて、経過を確認してください。

事 務 局： 確認いたします。

5 番： はい。日々、通る場所ですので、確認いたします。

議 長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第7号 農地改良協議に対する決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告事項

1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

3、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

4、農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和3年1月13日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は4件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は4件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について、案件は3件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第4号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局をお願いします。

<その他>

事務局： その他（事務連絡）

①今後の予定

○2月2日（火）農業再生協議会

○2月4日（木）農地の集積・集約化推進大会〔水戸市〕

②現地調査及び総会の予定

○2月現地調査 2月 9日（火）当番農委 4番浅野敬司委員

当番農委 5番吉田和嗣委員

○2月定例総会 2月10日（水）午後3時00分から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時00分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印